

令和4年  
10月号

# 事務所通信

小笠原税理士事務所

〒272-0826 千葉県市川市真間 5-7-4

mei\_222@circus.ocn.ne.jp

TEL 047-712-0466 ・ FAX 047-712-0467



たわわに実る稲穂・十勝平野

## 令和4年10月の税務と提出期限

- ① 10月11日・・・令和4年9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
- ② 10月31日・・・令和4年8月決算法人の確定申告期限（法人税・消費税・法人事業税等）
- ③ 10月中において市町村の条例で定める日・・・個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第3期）

## 今月の気になった新聞記事

- 1) **確定申告・マイナンバーカード方式を簡便化**・・・来年の確定申告から、カードによる本人認証を1回に、来年1月上旬から、過去にマイナンバーカード方式で申告したことがある利用者に関しログイン時に1回で済むことになる。2021年確定申告でマホを使ってe-TAXで申告した人が153万人と前年対比1.5倍に
- 2) **下請法改正・フリーランス 保護対象に**・・・政府は、組織に属さずフリーランスとして働く人を下請法の保護対象に加える調整に入った。一方的な契約変更や買ったたきといった不公正な取引から守る。
- 3) **国税庁を騙る偽メールにご注意ください**・・・国税庁はこのほど、国税当局を騙ったフィッシングが多発していると注意喚起を行った。文章は、【国税庁】「未払い税金お支払いのお願い」「税金のお支払方法に問題があります」といった文面のショートメッセージを送付して国税庁のHPから情報を収集するもの。

# 相続した不動産の処分

## 「相続土地国庫帰属制度」が来年4月にスタートする

趣旨 相続したものの使う当てのない土地を国に引き取ってもらえる制度が2023年4月スタートする。再来年の「相続登記の完全義務化」とあわせて、早めの検討が必要になってきた。

### 1. 社会問題化する所有者不明土地

この制度の背景には、全国で急増している所有者不明土地の問題がある。これまで相続登記は任意で、登記を行うかは、相続人の判断に委ねられていたために、相続人が固定資産税の税負担を避けたり、土地管理の煩わしさから登記をしないで、放置したりするケースが多く生じていた。

### 2. 相続登記が行わなければ登記上の所有者が定まらない

現在の持ち主を特定できない土地は、全国で約410万ヘクタールあり対策を講じなければ、約20年後には北海道本島（約780万ヘクタール）にも達する見込みだという。

## 所有者不明土地の発生を予防する方策

R5.4.27  
施行

### 相続等により取得した土地所有権を国庫に帰属させる制度の創設

#### 背景

- ① 土地利用ニーズの低下等により、土地を相続したものの、土地を手放したいと考える者が増加
- ② 相続を契機として、土地を望まず取得した所有者の負担感が増しており、管理の不全化を招いている。

- 相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）により取得した土地を手放して、国庫に帰属させることを可能とする制度を創設する。
- ただし、管理コストの国への転嫁や土地の管理をおろそかにするモラルハザードが発生するおそれを考慮して、一定の要件を設定し、法務大臣が要件を審査する。  
⇒ 将来的に土地が所有者不明化し、管理不全化することを予防することが可能になる。

#### 要件

通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する以下のような土地に該当しないこと

【帰属法第2条・第5条関係】

- ア 建物や通常の管理又は処分を阻害する工作物等がある土地、イ 土壤汚染や埋設物がある土地、ウ 崖がある土地
- エ 権利関係に争いがある土地、オ 担保権等が設定されている土地、カ 通路など他人によって使用される土地

- ※ 危険な崖地については、国庫帰属させるのではなく、引き続き、国土管理の観点から行政的な措置をとるなどして対応
- ※ 運用において、国や地方公共団体に対して、承認申請があった旨を情報提供し、土地の寄附受けや地域での有効活用機会を確保する
- ※ 要件の詳細については、申請者の負担及び実務上の観点も考慮し、政省令で定めることとしている

- 審査手数料のほか、土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費相当額の負担金を徴収する（種目、面積、周辺環境等の実情に応じて対応すべく、詳細は政令で規定）。  
【帰属法第10条関係】  
（参考）現状の国有地の標準的な管理費用（10年分）は、粗放的な管理で足りる原野約20万円、市街地の宅地(200㎡)約80万円

★土地問題に関する国民の意識調査（出典：平成30年度版土地白書）  
土地所有に対する負担感  
負担を感じたことがある又は感じると思う 約42%  
★令和2年法務省調査  
土地を所有する世帯のうち、土地を国庫に帰属させる制度の利用を希望する世帯 約20%

#### 手続イメージ

#### 1 承認申請

【帰属法第2条・第3条関係】



【申請権者】  
相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る）により土地を取得した者

#### 2 法務大臣（法務局）による要件審査・承認

【帰属法第4条～第9条関係】



- ・ 実地調査権限あり
- ・ 国有財産の管理担当部局等に調査への協力を求めることができる

#### 3 申請者が10年分の土地管理費相当額の負担金を納付

【帰属法第10条関係】

#### 4 国庫帰属

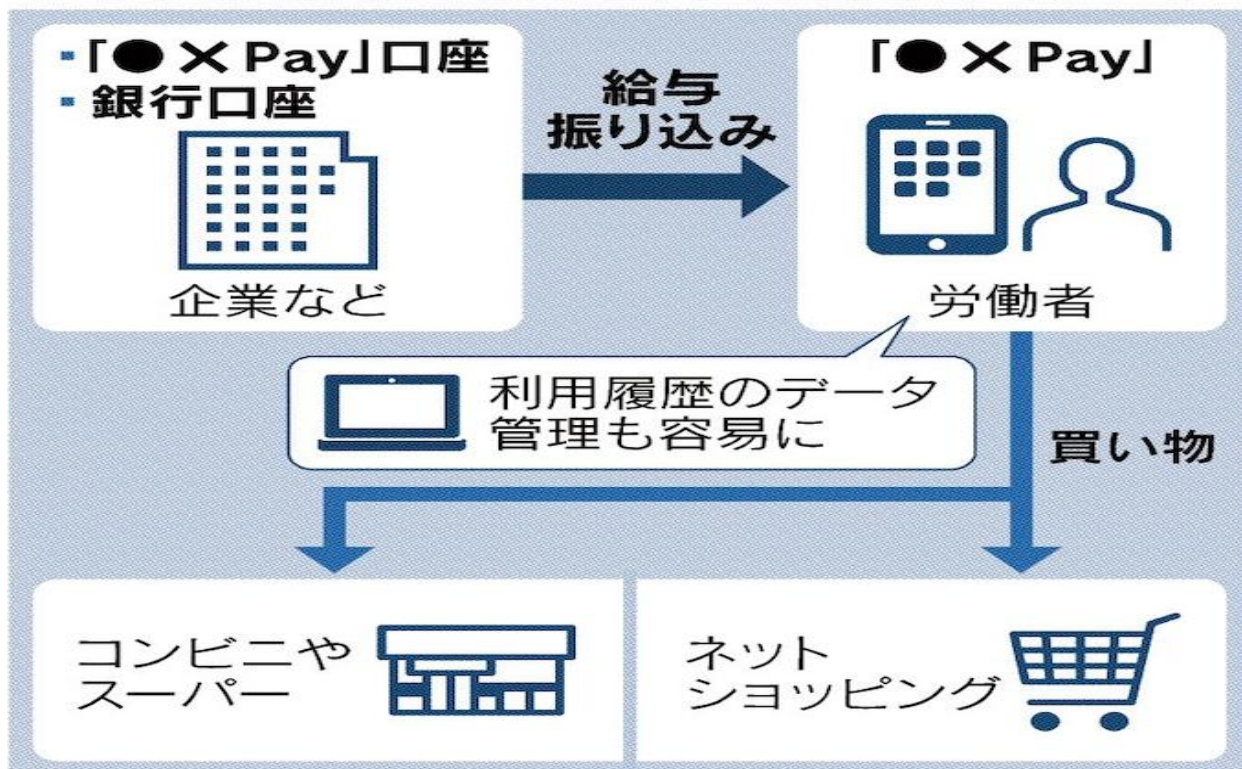
【帰属法第11条関係】



## キャッシュレス社会へ、デジタル給与は来春スタート！

2023年春、スマートフォンアプリなどを使うデジタルマネーによる給与振込が解禁された。企業から労働者への賃金の支払いは労働条件の最低基準などを定める労働基準法に定められ、厚労省が所管している。賃金の支払い方法は、現金払いが原則で、例外として銀行口座と証券総合口座も認めている。厚労省は、年内にも同法の省令を改正し、資金移動業者の口座も対象に加える。

### デジタル給与の振り込みと利用のイメージ



## 税金のこと 世の中 いろいろ よもやま話

### 1) 役員のみ人間ドック全額経費化は可能？

役員だけなどの特定の者のみを対象に人間ドックの費用を会社が負担する場合には、役員賞与とみなされ損金計上を否認される可能性があります。個人事業主は、事業主本人や家族の健康診断費用を経費にできません。

### 2) 馬券も検証も埋蔵金もみんな一時所得

日本の所得税は収入を10種類に区分する。名前から想像できる給与収入・退職収入はわかるが、雑収入・一時収入は、わかりにくい。雑収入は、他の9種類の収入に該当しないものだが、年金収入は雑収入だ。対象は、ある程度継続的な収入を指している。事業的な規模でない副業的な収入もここに入れる。一時収入は、「営利を目的とする継続的な行為から生じた所得以外のもの」「労務や役務または資産の譲渡の対価としての性質を伴わない。保険金も受け取り方の違いにより収入区分が変わるのでご注意ください。

### 3) 年金事務所による調査が増えているようです

年金事務所の調査は、原則として4年に1度は実施することになっています。現在の社会保険の加入義務は、労働時間が通常のフルタイム労働者の4分の3以上かつ3カ月以上勤務することが明らかな人です。